

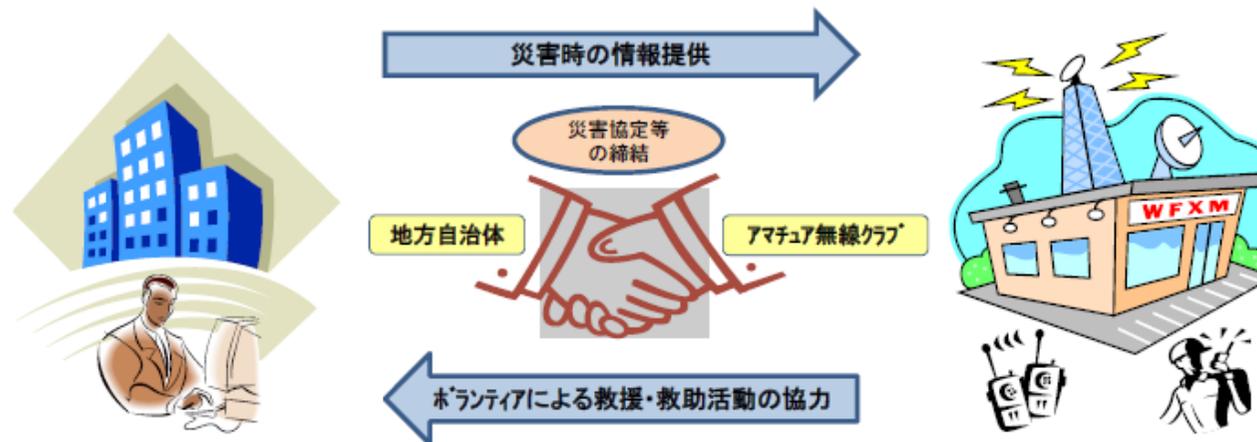
# 災害時に活用できる情報伝達手段（21ページ）

総務省 関東総合通信局 防災対策推進室

## 4-2 災害協定(アマチュア無線)について

地方自治体においては、災害対策基本法に基づく地域防災計画の作成にあたり、被災地における災害状況等についての情報収集等の協力要請を行うため、地域アマチュア無線クラブ等との間で災害協定等が締結されています。

東日本大震災にあたっては、被災地となった地方自治体が地域アマチュア無線クラブ局と災害協定を結んでいたことにより、クラブ局からの協力が最大限に得られ、避難所からの物資調達等の最新の情報、市内巡回による被災状況等、リアルタイムな情報の提供により、救援・救助活動が混乱なく円滑に行われたとの報告もあります。



※ 詳細は、防災対策推進室(TEL:03-6238-1790・1791)まで